

(別添3)

平成26年度老人保健健康増進等事業

＜ケアマネジメントの質の評価及びケアマネジメントへの
高齢者の積極的な参画に関する調査研究事業＞

＜株式会社日本能率協会総合研究所＞

2000年の介護保険制度の導入に際し、高齢者に対する介護サービスは措置から契約に変更されるとともに、地方自治体のケースワーカーや保健師等が主に担ってきた在宅要介護高齢者に対する介護サービスのマネジメントやケアマネジメントは、新たな職種として生まれた介護支援専門員（ケアマネジャー）の役割として位置付けられた。

我が国では、介護保険制度下で介護支援専門員が利用者に適切な介護サービスの組み合わせを提供する給付管理を「ケアマネジメント」と呼んでいるが、「介護支援専門員の資質向上と今後の在り方検討会」の「議論の中間的な整理」（平成25年1月7日）によると、「ケアマネジメントの質の向上を図っていく基盤として、ケアマネジメントの質を評価する客観的な指標を整えていくことが重要であり、ケアマネジメントプロセスの評価、アウトカムの指標について、より具体的な調査・研究を進めるとともに、その基盤となるデータ収集・集積を継続的に進める必要がある。」と指摘されており、また平成25年度老人保健健康増進等事業（介護支援専門員及びケアマネジメントの質の評価に関する調査研究事業）の調査結果によると、介護サービスを適切に配分する場であり、「臨床的統合」の場であるサービス担当者会議が形骸化しており、ケアマネジメントの質に影響していることが示された。

また、平成26年度の診療報酬改定では医療と介護の連携が重点とされており、介護支援専門員の役割の再考を含めて、医療と介護を横断するケアマネジメント機能を再考し、この機能に基づいて整備すべき体制や各種専門職の係わりについて整理することが喫緊の課題であることが示唆された。

本事業は、昨年度事業の成果を踏まえ、社会保障制度改革において進められる地域包括ケアシステム下におけるケアマネジメント機能について再考を行い、とりわけ医療と介護の連携におけるケアマネジメントの在り方について調査研究を行うとともに、限られた保健・医療・福祉に係わる資源を有効に使用するために高齢者本人の積極的な関わり方をケアマネジメント上でどのように位置づけられるかについても検討を行うこととした。